

**荷主等（荷主・配送先・元請事業者等）を対象とした
トラックの荷物の積込み・積込み作業に係る荷役災害防止自主点検表**

I 事業場について

注意：本件の自主点検表は、行政資料以外の目的には使用しません。

事業場名		事業場所在地	TEL (- -)
記入担当者 職氏名	職名 氏名	労働者数	人
トラックからの荷物（貨物）の積込み・積卸し作業（荷役作業）中の労働災害発生状況 （過去5年間の発生状況についてお答えください。） ※ 災害が発生していない場合は、アに○を付し、次ぎ以降の問いにお答えください。 ※ 労働災害は、休業1日以上労働災害を対象とする。		ア. トラックの荷役作業中の労働災害は構内や施設内で発生していない。 イ. 荷役作業中の労働災害が構内や施設内で発生した。 ・トラック運転者（ 件） ・構内・施設作業員（自社）（ 件） ・構内・施設作業員（自社以外）（ 件） ・上記のうち、死亡災害が発生（ 件）	
所属団体名 ※所属団体の番号に○印を付す。	1. 神奈川県トラック協会（陸災防含む） 2. 神奈川労務安全衛生協会 3. 建設業労働災害防止協会 4. 港湾運送事業労働災害防止協会 5. 神奈川倉庫協会 6. 神奈川県冷蔵倉庫協会 7. その他（団体名： ）		
荷役災害防止担当者	※該当する以下の番号に○印を付け、各事項についてお答えください。 1. 選任している。 2. 選任していない。（選任していない理由： ）		
依頼する主な荷物（貨物）の概要			
荷役5大災害防止の取組状況（ア・イのいずれかに○印を付けてください。）	ア. 荷役5大災害防止の自主点検を実施した。（実施日： ） イ. 荷役5大災害防止の自主点検を実施しなかった。（以下の内容にお答えください。） a. 実施しなかった理由（ ） b. 今後の実施予定（ 月 日 実施予定） c. 実施する予定はない（実施しない理由： ） ※ 荷役5大災害のチェックリストは、神奈川労働局のホームページに掲載されています。		

II 平成29年6月30日に神奈川労働局長が要請した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について（安全な荷役作業に向けた作業環境の整備と局・署協議会への参加要請）」に係る各事業場の取組事項について（別添参考資料を参照）

1 貴事業場が所属している団体（前記の所属団体のうち、7の団体を除く。）に対し、当該要請事項の共有化を図るため、周知や説明を会員事業場に行うよう要請しておりますが、これらに係る事項について、各問いの該当箇所に○印を付け、お答えください。

① 団体からの周知について（一箇所に○を付してください。）	ア. 周知が行われた。 イ. 周知が行われたかわからない。 ウ. その他（ ）
② 団体からの周知・啓発方法について（該当箇所 全て に○を付してください。）	ア. 機関誌・支部報等に掲載された。 イ. 口頭で伝えられた。 ウ. 団体で委員会や研修会等が開催され、周知が図られた。 エ. 団体から、当該要請事項に係る研修会等が実施されておらず、事業場としてもどのように対策を進めてよいのかわからない。 オ. 団体から、当該要請事項への取組方針が具体化されていない。 カ. 団体が、当該要請事項への取組方針を明確にし、会員事業場としての取組方針、協力内容を具体化してもらいたい。 キ. その他（ ）

2 神奈川労働局長が貴事業場の所属している団体に対し要請した以降、会員となっている貴事業場では、トラックからの荷物（貨物）の積込み・積卸し作業の安全対策について、どのような取組を実施されているのか、**次頁の【(続紙)自主点検表】**にお答えください。

【荷主等（荷主・配送先・元請事業者）用】

<p>主要な資材・機材・製品等を構内や施設内に搬入、搬出するためのトラックを手配している部署、構内協力会社名及び提携契約しているトラック事業者のうち代表的な事業者についてお答えください。</p>	<p>・自社の部署名（物流担当部門の名称） _____</p> <p>・構内協力会社名： _____</p> <p>・トラック事業者名： _____</p>
---	--

貴事業場における主要な資材・機材・製品等の物流輸送に関する現況等について、以下の各問いで該当する項目に「○」印を付け、お答えください。 **注意：本件の自主点検表は、行政資料以外の目的には使用しません。**

① トラック事業者との運送契約について	<p>ア. トラック事業者と自社が書面にて運送契約を締結している。(②へ)</p> <p>イ. トラック事業者と構内の物流会社（協力会社）が書面にて運送契約を締結している。(②へ)</p> <p>ウ. 書面による締結は、特に実施していない。(上記ア・イ以外) (②へ)</p>
② 運送業の付帯作業であるトラックの荷台への荷物（貨物）の積み込み・積卸し作業いわゆる荷役作業について	<p>ア. トラック運転者が荷役作業を実施している。(③へ)</p> <p>イ. 自社の労働者が荷役作業を実施している。(④へ)</p> <p>ウ. 構内の物流会社（協力会社）が実施している。(④へ)</p>
③ 上記②の荷役作業に係る契約状況等について（上記②のアと回答した事業者のみ）	<p>(1) 上記①のア又はイと回答した事業者について、</p> <p>ア. 運送契約には、荷役作業を含み締結し、荷役作業に係る作業料を支払っている。(④へ)</p> <p>イ. 運送契約には、荷役作業を含み締結しているが、特に作業料は支払っていない。(④へ)</p> <p>ウ. 運送契約には、特に荷役作業を含んでいない。(④へ)</p> <p>(2) 上記①のウと回答した事業者について</p> <p>ア. 荷役作業に係る作業料を支払っている。(④へ)</p> <p>イ. 荷役作業に係る作業料を特に支払っていない。(④へ)</p>
④ トラックの荷台への積み込み・積卸し等の荷役作業の際に、元請事業場の労働者及び関係請負人の労働者による作業が同一の場所において行われる場合に安衛法第29条（すべての業種）に基づく指導や安衛法第30条の2（製造業）に基づく作業間の連絡調整等の措置について	<p>ア 認識しており、具体的対策を講じている。(⑤へ)</p> <p>イ 認識しているが、具体的対策を講じていない。(⑤へ)</p> <p>ウ 認識していない。(⑤へ)</p> <p>エ 今後、対策に努めるので、団体が主催する荷役災害防止研修会等があったら受講したい。(⑤へ)</p>
⑤ トラック及びフォークリフトを用いて、自社の複数の労働者で荷役作業を行う場合の作業指揮者の指名と安全衛生教育等推進要綱に基づく「作業指揮者に対する指名時の教育」について	<p>ア 作業指揮者を指名し、指名時の教育を受講している。(⑥へ)</p> <p>イ 作業指揮者を指名しているが、指名時の教育を実施していない。(⑥へ)</p> <p>ウ 作業指揮者を指名していない。(⑥へ)</p>
⑥ 荷役ガイドラインで定められている取組状況について	<p>ア 荷役ガイドラインに沿った荷役作業を取組んでいる。(⑥ (b) 又は⑦へ)</p> <p>イ 荷役ガイドラインに沿った荷役作業を取組んでいない。(⑥ (b) 又は⑦へ)</p> <p>(取組んでいない理由： _____)</p>
※ガイドラインでは、安全作業連絡書の作成を「発荷主等」に求めています。	<p>ア 着荷主側で行う荷役作業の役割分担を事前に確認した上、トラック事業者に伝えている。(⑦へ)</p> <p>イ 着荷主側で行う荷役作業の役割分担を特に確認せず、着荷主側での荷役作業の実施をトラック運転者の判断に任せている。(⑦へ)</p> <p>ウ その他 (_____) (⑦へ)</p>
※⑦ 運送業者から設備（ロールボックスパレットや荷役作業設備等）や機械装置等の提供を受けている場合において、危険性・有害性等の情報を提供されているか否かについて	<p>ア 危険性・有害性に係る情報を提供されている。(⑧へ)</p> <p>イ 危険性・有害性に係る情報を提供されていない。(⑧へ)</p> <p>ウ 設備等の貸与を受けていないので、該当ない。(⑧へ)</p>
⑧ 荷役災害防止又はトラック運転者の長時間・過重労働の防止に結びつく荷待ち時間等の改善好事例について	<p>【好事例(改善)がありましたら記入してください。書き切れなければ別紙添付のこと。】</p>

※⑦ 労働安全衛生規則第24条の13において、機械や設備を貸与している製造業や運送業の貸与者は、譲渡や貸与を受ける相手方事業者に危険性又は有害性に係る情報を文書で伝えるように努めることが求められています。